

第44号議案

中間市手数料条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市手数料条例の一部を改正する条例

中間市手数料条例（平成12年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表2中「158万円」を「159万円」に、「194万円」を「195万円」に、「226万円」を「227万円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

中間市手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表 2 (第 2 条関係)			別表 2 (第 2 条関係)		
標準事務	手数料を徴収する 事務	金額	標準事務	手数料を徴収する 事務	金額
(略)			(略)		
4 消防法第11条 第 1 項前段の規 定に基づく危険 物の製造所、貯 蔵所又は取扱所 の設置の許可に 関する事務	1 (略)	ア～オ (略)	4 消防法第11条 第 1 項前段の規 定に基づく危険 物の製造所、貯 蔵所又は取扱所 の設置の許可に 関する事務	1 (略)	ア～オ (略)
	2 消防法第11条 第 1 項前段の規 定に基づく貯蔵 所の設置の許可 の申請に対する 審査	ア～エ (略) オ 浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所及び浮き 蓋付特定屋外タンク貯 蔵所の設置の許可の申 請に係る審査 次に掲 げる浮き屋根式特定屋 外タンク貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋外タンク 貯蔵所の区分に応じ、 それぞれ次に定める金 額 (1)・(2) (略)		ア～エ (略) オ 浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所及び浮き 蓋付特定屋外タンク貯 蔵所の設置の許可の申 請に係る審査 次に掲 げる浮き屋根式特定屋 外タンク貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋外タンク 貯蔵所の区分に応じ、 それぞれ次に定める金 額 (1)・(2) (略)	

(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 159万円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 195万円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 158万円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 194万円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

		蔵所 <u>227万円</u>			蔵所 <u>226万円</u>
		(6)~(8) (略)			(6)~(8) (略)
		カ~シ (略)			カ~シ (略)
	3 (略)	ア~カ (略)		3 (略)	ア~カ (略)
(略)			(略)		